

◎新潟県告示第1363号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、胎内市の胎内川沿岸土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成24年11月13日

新潟県新発田地域振興局長

1 就 任

理事	胎内市大川町7番11号	須貝 八栄
		(理事長)
〃	〃 苔実1704番地	渋谷 和幸
〃	〃 菅田372番地	小泉 一夫
〃	〃 本郷町4番73号	堀 尚太郎
〃	〃 弥彦岡12番地	風間 俊一
〃	〃 富岡1161番地	井上 正雄
〃	〃 鼓岡1244番地	桐生 利雄
〃	〃 築地2108番地	白塚 幸二
〃	〃 東牧188番地	緒形 文一
監事	村上市切田323番地	南 政夫
〃	胎内市大出819番地	新村 一郎
〃	〃 築地3750番地1	近 勝之進

就任年月日 平成24年11月1日

2 退 任

理事	胎内市大川町7番11号	須貝 八栄
		(理事長)
〃	〃 苔実1704番地	渋谷 和幸
〃	〃 鼓岡1244番地	桐生 利雄
〃	〃 築地2108番地	白塚 幸二
〃	〃 本郷町4番73号	堀 尚太郎
〃	〃 富岡1161番地	井上 正雄
〃	〃 東牧188番地	緒形 文一
〃	〃 菅田372番地	小泉 一夫
〃	〃 弥彦岡12番地	風間 俊一
監事	胎内市築地3750番地1	近 勝之進
〃	〃 大出819番地	新村 一郎

退任年月日 平成24年10月31日